

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「台東区立田原小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

1 田原小学校のいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学年、学級にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 教職員、児童の人権感覚を高める。
- 児童と児童、教職員と児童、教職員と教職員、校内に温かい人間関係を築く。
- いじめの芽を早期に発見し、適切な指導を行い、問題を解決する。
- いじめ問題について、保護者、地域、関係機関で連携を図って対応する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものである。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童で、塾やスポーツクラブ等の習い事において当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

3 いじめを未然に防止するために

児童に対して

- ・お互いを大切にし合い、一人一人が学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ・学級のルールを守る規範意識を醸成する。
- ・分かる授業を行い、学習に対する達成感・成就感を育む。
- ・思いやりの心や一人一人がかけがえのない存在であるという認識を育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を育む。
- ・見て見ないふりをするのは、「いじめ」をしていることにつながることを認識させる。
- ・「いじめ」と感じたらすぐ先生に知らせる意識をもたせる。

教員として

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子供が生きる授業を日々行う。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・常に「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示す。
- ・一人一人の児童の変化を敏感に感じ取る。
- ・児童や保護者の話を親身になって聞く。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・自己の人権感覚を磨き、自己の言動について振り返る。
- ・問題を抱え込まないで、管理職へ報告し、同僚への協力を求める。

- ・スクールカウンセラーをはじめ、全教職員で情報の共有を図る。

学校全体として

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対許さない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年間3回実施し、児童の様子を教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する研修会を行い、「いじめ」についての理解と実践力を高める。
- ・校長が全校朝会で「いじめ問題」に関する講話を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

保護者・地域に対して

- ・児童の変化に気付いたら、すぐ学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることをいろいろな機会伝えて、理解と協力をお願いする。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

早期発見

- ・児童の様子を、学級担任だけでなく全職員で見守り、気付いたことを全体で共有する。
- ・様子に変化が感じられる場合、スクールカウンセラーも含め積極的に働きかけ、原因をつかむ。
- ・年3回のアンケート実施後、いじめ防止対策委員会で状況を精査し、全教職員で共通理解を図る。
- ・いつでも誰にでも相談できる環境を整える。

早期解決

- ・変化に気付いた場合、迅速に背景や周囲のことについて構造的に捉え対応策を検討する。
- ・事実関係の把握には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、悩みを受けとめ、対応策を検討する。
- ・いじめている児童には、「いじめは絶対許さない」という姿勢で、まずはいじめをやめさせる。
- ・いじめることは、どれだけ相手を苦しめているかを気付かせる指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き取り、心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応を共通理解し、学校と家庭が連携して対応する。

5 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- ・いじめ防止対策委員会の役割は、いじめ防止の取り組みや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発と対応策の検討を行う。
- ・いじめ防止対策委員会の開催は、必要に応じて適宜行う。
- ・いじめの相談があった場合は、該当学年及び専科を加えて、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議する。個人情報に配慮しつつ教職員で共有する。

6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合は、台東区教育委員会へ報告する。重大事態発生時の対応等については、台東区教育委員会の指導・助言を求めて、学校として組織的に対応する。
- ・地域全体で「いじめは絶対許さない」という認識を広め、PTAや学校運営連絡協議会においても、児童の健全育成についての話を取り上げる。